資料 10

日本核酸化学会会則(改訂案)

第 2 回評議員会 平成 29 年 4 月 26 日

年 月 日施行

- 第1条 本会は、日本核酸化学会(The Japan Society of Nucleic Acids Chemistry, 略称JSNAC) という。
- 第2条 本会は、生命の真理を希求し、学理とその応用を考学する中心に位置している核酸化学研究を俯瞰しつつ包括的に議論できる組織として設立する。広い意味での核酸(ヌクレオシド、ヌクレオチド、核酸、核酸類縁体、およびこれらを含む複合体)を扱い、これらを用いた基礎化学、複合化学、材料化学、超分子化学、ゲノム科学、生物科学、農芸化学、薬学、基礎医学、ナノ・マイクロ科学などの基礎研究、およびこれらに立脚した医療、センサー、バイオマテリアル、合成生物学などへの応用を目指す研究を議論する場として組織され、本会の活動を通して日本の核酸化学研究を広く世界に発信することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

- 1. 本会の年会として、これまで開催されてきた国際シンポジウム(International Symposium on Nucleic Acids Chemistry, 略称 ISNAC)に準じ、原則として英語を公用語に用いた 国際シンポジウムを年1回開催する。
- 2. 日本の核酸化学の発展に貢献してきた研究者を顕彰するとともに、将来の核酸化学を担う若手を育成する活動を行う。
- 3. 会誌等の発行や学術情報の共有化など、前条の目的を達成するための情報発信を行う。

第4条 本会の会員は正会員、学生会員、賛助会員、特別賛助会員とする

- 1. 正会員は、広い意味での核酸に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し年会費を納めた者を言う。
- 2. 学生会員は、核酸に関する研究に従事、またはこれに関心を持つ大学および大学院に学生、研究生、あるいは院生として籍を有する個人で、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し、学生会員年会費を納めた者を言う。学生としての籍を失った時をもって、正会員としての年会費を納め、正会員への移行手続きを行うものとする。
- 3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体を言う。 賛助会員のうち賛助会費10口以上を納めた個人または団体に、特別賛助会員の称号を付与するものとする。
- 4. 個人会員は、氏名および所属を本会に登録する。法人会員は、代表連絡者の氏名および所属を本会に登録する。

- 第5条 会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する学会誌等会員向け情報の配布を 受ける事ができる。
- 第6条 本会に評議員をおき、うち1名を学会長、1名を年会長、若干名を幹事、2名を会計監事、 若干名を顧問とする。
 - 1. 学会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2. 年会長は実行委員長として国際シンポジウム(ISNAC)を開催する。
 - 3. 幹事は学会長による会務の遂行を補佐する。
 - 4. 会計監事は会計を監査する。
 - 5. 顧問は会の運営に助言を行う。
 - 6. 学会長は、幹事より構成される運営委員会を組織し、実際の学会運営を行う。運営委員会には、学会長の要請により年会長、会計監事、顧問も参加することが出来る。
 - 7. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
- 第7条 学会長、幹事、会計監事の任期は2年とし、評議員の中から選出する。ただし再任は可とする。年会長の任期は1年とし、評議員の中から選出する。学会長、幹事、会計監事は、別途定める細則に基づき選出する。
- 第8条 本会は必要に応じて各界の著名な研究者若干名を特別顧問として招聘し、本会の運営等に助言を求めるものとする。
- 第9条 本会は原則として年1回総会を開き、事業計画、決算、予算、会則の変更などの重要事項、会務を協議し、議決する。総会は学会会長が招集する。また、必要に応じ適宜運営委員会、評議員会を開く。
- 第10条 会員として入会しようとする個人または団体は、細則に定められた手続きに従って申込み、運営委員会の承認を得なければならない。正会員は年会費 5000 円、学生会員は年会費 1000 円を納めるものとする。 賛助会員は年額1口以上の賛助会費(1口 50,000円)の会費を納めるものとする。また、特別賛助会員は、年額10口以上の会費を納めるものとする。 なお同じ大学組織に属している正会員から直接指導を受けている学生は、その正会員からの推薦を受け、学会長が承認すれば年会費は免除される。
- 第11条 会員は学会長に届け出て脱会することができる。また、2 年間会費納入を滞納した会員、ならびに運営委員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は 学会長によって脱会させられる。
- 第12条 本会の事業遂行のための費用は、会費、補助金、事業に伴う収入、寄付金、資産から生

じる資金、およびその他の収入により賄う。本会の会計年度は9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第13条 本会則の施行についての細則は別に定め、その変更は評議員会の議決を経る。

第14条 本会則の変更ならびに本会の解散は総会の議決を経る。

第15条 本会則は 年 月 日より施行する。